

熊本県水俣病被認定者家庭療養指導事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年10月5日法律第百十一号）第46条の規定に規定される公害保健福祉事業のうち、家庭における療養の指導（以下「家庭療養指導」という。）事業の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 家庭療養指導は、公害健康被害の補償等に関する法律第4条第2項の規定により、水俣病として知事の認定を受けた者（以下「被認定者」という。）の家庭を訪問し、日常生活における療養指導支援等を行うほか、関係機関等と連携し被認定者や家族等への支援体制を充実することにより、被認定者の健康を回復させ、回復した健康を保持・増進させると共に、福祉の増進を図り、もって生活の質の向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第3条 家庭療養指導は、水俣保健所及び天草保健所が実施するものとする。

2 家庭療養指導の実施にあたっては、被認定者の人権及び個々の事情に配慮するものとする。

3 被認定者の家庭を訪問するときは、原則として被認定者と訪問日時を電話等により事前に調整するものとする。

(訪問計画の作成)

第4条 水俣保健所及び天草保健所は、この実施要領に基づき事業を実施するにあたり、年度ごとに別紙1により訪問計画を作成するものとし、4月30日までに訪問計画を水俣病保健課に提出するものとする。

(対象者及び回数)

第5条 家庭療養指導は、水俣市、芦北町、津奈木町、天草市御所浦町に居住する被認定者のうち、在宅の者を対象とし、訪問回数は、被認定者の年齢、日常生活の状況及び家族の状況等に応じて別紙2に定めるとおりとする。

(実施内容)

第6条 家庭療養指導は、被認定者及び家族等に対して、別紙3に定める事項について相談に応じ、関係機関と連携のうえ必要な指導支援を行うほか、水俣病対策全般についての相談、要望等を聴取するものとする。

2 水俣保健所及び天草保健所は、前項の相談、要望等があった場合、速やかに関係機関と協議のうえ、対策を講じるものとする。

なお、対応が困難な事柄については、水俣病保健課と協議し、対策を講じるものとする。

(訪問記録簿の作成)

第7条 訪問を行った時は、別紙4に定める訪問記録簿にその内容を記録し、事後の指導に役立てるものとする。

2 前条第1項の相談、要望等があった場合には、訪問記録簿に、その内容及び対策を記録し、毎月、水俣病保健課に報告するものとする。

(家庭療養指導を行う職員への研修)

第8条 家庭療養指導を行う職員に対して、水俣病対策等の研修を行い家庭療養指導に資するものとする。

(個人情報保護)

第9条 家庭療養指導を行う職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(実績報告)

第10条 水俣保健所及び天草保健所は、毎年度、別紙5により実績報告書を作成し、毎年4月3日までに水俣病保健課に提出するものとする。

2 水俣病保健課は、年間の実績についてとりまとめ、次年度以降の家庭療養指導に資するものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(別紙1)

平成 年度家庭療養指導事業 訪問計画

保健所

訪問回数	区分	対象者数	訪問延回数
1回以上	①65歳未満で、同居家族があり、日常生活動作に問題がない		
2回以上	②65歳未満で、同居家族がなく、日常生活動作に問題がない		
	③65歳以上で、同居家族があり、日常生活動作に特に問題がない		
	④年齢、同居家族の有無に関わらず、日常生活動作に問題があり、支援が必要(但し、65歳以上で、同居家族がない場合を除く)		
3回以上	⑤年齢、同居家族の有無に関わらず日常生活動作に問題があり、介護が必要		
	⑥日常生活動作の状況に関わらず、65歳以上で同居家族がない(⑤に該当する者を除く)		
合計			

(別紙2)

家庭療養指導事業 訪問回数

家庭療養指導の訪問回数については、被認定者の日常生活動作の状況や家族の状況等に
応じ、原則として、下表により年1回から3回の訪問を行うものとする。

但し、必要に応じ、訪問回数を増やすことができる。

1回訪問	・65歳未満で、同居家族があり、日常生活動作に問題がない者
2回訪問	・65歳未満で、同居家族がなく、日常生活動作に問題が無い者 ・65歳以上で、同居家族があり、日常生活動作に問題がない者 ・年齢、同居家族の有無に関わらず、日常生活動作に問題があり、 支援が必要な者（但し、65歳以上で同居家族がない者を除く）
3回訪問	・年齢、同居家族の有無に関わらず、日常生活動作に問題があり、介護が 必要な者 ・日常生活動作の状況に関わらず、65歳以上で、同居家族がない者

※ 「日常生活動作に特に問題がない」とは、介護保険制度における「非該当」に相当する
程度、「日常生活動作に問題があり、支援が必要」とは、介護保険制度における「要支
援1又は2」に相当する程度、「日常生活動作に問題があり、介護が必要」とは、介護
保険制度における「要介護1から5」に相当する程度とする。

(別紙3)

水俣病被認定患者家庭療養指導の内容

- 1 生活状況に関すること
 - ・ 日常生活動作に関すること
 - ・ 生活環境（室内外）の衛生環境、居室に関すること
 - ・ 家族内や近隣との人間関係に関すること
- 2 医療に関すること
 - ・ 医療機関の受診状況に関すること
 - ・ 治療内容・処方、服薬状況等に関すること
- 3 健康管理に関すること
 - ・ 運動、食事、睡眠に関すること
 - ・ 喫煙、飲酒に関すること
 - ・ メンタルヘルスに関すること
- 4 保健福祉サービスに関すること
 - ・ リハビリテーション、デイケア等の利用に関すること
 - ・ 介護保険に関すること
 - ・ デイサービス、ホームヘルプ、ショートステイ等に関すること
 - ・ その他福祉サービスの利用に関すること
- 5 社会参加に関すること
 - ・ 就労に関すること
 - ・ 老人クラブ加入等社会参加に関すること
 - ・ 生き甲斐対策に関すること
- 6 家族及び介護者の負担軽減に関すること
 - ・ 各種制度の紹介等
- 7 関係機関との連携
 - ・ 市町福祉担当課、訪問看護ステーション、居宅介護サービス事業所、地域包括支援センター、地域リハビリ広域支援センター（総合医療センター）、医療機関、患者センター及び社会復帰施設等と連携のうえ指導支援を行う

(別紙4)

水俣病被認定者家庭療養指導記録簿

所長	次長	課長	主幹	主査	担当者		患者番号	
							認定年月日	
							ランク	
氏名					生年 月日		性別	住所

訪問年月日	介護者	各種制度の利用状況	
		1、介護保険	4、成年後見制度
		2、保有手帳	5、その他
		3、障害者総合支援法	

療養状況等	医療	
	介護保険	
	障害者総合支援法	
	県胎児性・小児性地域生活支援事業	
	市地域生活支援事業	
	その他	

県療養用具支給状況

県住宅改造助成状況

ADL	1. 食事	家族の状況	1. 1人暮らし 2. 同居あり
	2. 入浴		
	3. 移動		
	4. 洗面		
	5. 更衣		
	6. 排泄	就労状況	
	7. 総合判定		
備考（ADLに関係する症状については別紙のとおり）			

訪問時の指導支援	項目	訪問内容（概要）
	生活状況に関する事	
	医療に関する事	
	健康管理に関する事	
	保健福祉サービス（保健福祉制度等）に関する事	
	社会参加に関する事	
	家族及び介護者の負担軽減に関する事	
関係機関との連携		

面談者

その他訪問内容

相談要望及び対応

備考

訪問者

別紙5

平成 年度水俣病保健福祉事業（家庭療養指導）実績

	性別	訪問者数			訪問件数		
			訪問指導 実施者数	不在		訪問指導 実施件数	不在件数
水俣市	男						
	女						
芦北町	男						
	女						
津奈木町	男						
	女						
天草市 御所浦町	男						
	女						
合計	男	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

*注1 訪問件数：不在も含めた全ての訪問件数を計上

*注2 訪問指導件数：本人または家族に指導（面接）した件数を計上

記入要領

- 1 「訪問年月日」の欄は、実際に訪問した年月日を記入すること。なお、不在の場合及び拒否の場合は、備考欄にその旨記入し、拒否の場合は、理由を記入すること。
- 2 「介護者」の欄は、介護者がいる場合は、介護者の続柄を記入すること。
- 3 「各種制度の利用状況」の欄は、介護保険制度の要介護認定を受けている場合は、「1、介護保険」の欄に要介護度を記入すること。身障、療育及び精神手帳のいずれかを保有している場合は「2、保有手帳」の欄に手帳の種類を記入すること。身体障害者手帳の交付を受けて、障害者総合支援法によるサービスを利用している場合は、「3、障害者総合支援法」の欄に程度区分を記入すること。成年後見制度を利用している場合は「4、成年後見制度」の欄に該当ありと記入すること。その他制度を利用している場合は「5、その他」の欄に具体的な内容を記入すること。
- 4 「療養状況等」の欄は、次により記入すること。
 - (1) 医療
通院・往診・訪問看護・一時入院の状況について該当する場合はそれぞれについて事業所（病院）、利用頻度を記入する事。
 - (2) 介護保険
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・通所リハ・通所介護・短期入所・福祉用具貸与のサービス利用状況について該当する場合はそれぞれについて事業所（病院）、利用頻度を記入する事。また、その他サービスを利用している場合は具体的な内容とその利用頻度を記入すること。
 - (3) 障害者総合支援法
居宅介護・重度訪問介護・生活介護・就労継続支援・短期入所・補装具支給のサービス利用状況について該当する場合はそれぞれについて事業所（病院）、利用頻度を記入する事。また、その他サービスを利用している場合は具体的な内容とその利用頻度を記入すること。
 - (4) 県胎児性・小児性地域生活支援事業
生きがづくり・外出支援・交流サロン・在宅支援訪問・配食・一時宿泊・生活介護のサービス利用状況について該当する場合はそれぞれについて事業所（病院）、利用頻度を記入する事。
 - (5) 市地域生活支援事業
サービスを利用している場合は具体的な内容を記入すること。
 - (6) その他
上記に該当しないサービスを利用している場合は具体的な内容を記載する事。

記入要領

- 5 「県療養用具支給状況」の欄は、支給を受けている場合は療養用具の種類と支給年度を記載する事。また、過去に支給を受けていた場合は返還年月日を記載する事。
- 6 「県住宅助成状況」の欄は、該当がある場合は、助成年度と助成内容を記載する事。
- 7 「ADL」の欄は、食事・入浴・移動・洗面・更衣・排泄・総合判定について、それぞれ自立・一部介助・全面介助のうち該当するものを記入すること。
なお、見守りや指示、福祉用具使用を要する場合にあっては、「一部介助」に含めるものとする。
- 8 「家族の状況」の欄は、該当する番号に○を付けること。なお、「2」に該当する場合は、同居家族の続柄を記入すること。
- 9 「就労状況」の欄は、会社員・農業・漁業・その他のいずれかを記載し、余白に具体的な内容を記載すること。
- 10 「訪問時の指導支援」の欄は、訪問した際に行った指導支援項目に○を付け、「訪問内容（概要）」に簡潔に記入し、「その他訪問内容」の欄に具体的な指導支援内容を記入すること。
なお、相談・要望があった場合は、「相談・要望及び対応状況」欄にその具体的な内容を記入し、さらに対応状況を記入すること。
- 11 その他、事後の指導や生活支援などに必要と思われる内容については、備考欄に記入すること。